

# 1 議 事 日 程 (第 3 日)

(平成 2 5 年第 4 回有田川町議会定例会)

平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日

午後 1 時 3 0 分開議

於 議 場

日程第 1 請願の審査報告について (請願第 3 号)

日程第 2 要望の審査報告について (要望第 1 1 号)

追加日程第 1 発委第 1 号 「要支援者に対する介護予防給付継続」等を求める意見書の提出について

追加日程第 2 発委第 2 号 過労死防止基本法の制定を求める意見書の提出について

日程第 3 議案第 86 号 平成 2 5 年度有田川町一般会計補正予算 (第 4 号)

日程第 4 議案第 87 号 平成 2 5 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 5 議案第 88 号 平成 2 5 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 6 議案第 89 号 平成 2 5 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 7 議案第 90 号 平成 2 5 年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 8 議案第 91 号 平成 2 5 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 9 議案第 92 号 平成 2 5 年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 10 議案第 93 号 有田川町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定について

日程第 11 議案第 94 号 有田川町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 12 議案第 95 号 有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 13 議案第 96 号 有田川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 14 議案第 97 号 有田川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 15 議案第 98 号 有田川町都市農山漁村総合交流促進施設宿泊棟条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 16 議案第 99 号 有田川町水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について

- 日程第17 議案第100号 有田川町消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第101号 有田川町道路線の廃止について
- 日程第19 議案第102号 有田川町道路線の認定について
- 日程第20 議案第103号 有田川町道路線の認定について
- 日程第21 議案第104号 有田川町道路線の認定について
- 日程第22 議案第105号 有田川町道路線の認定について
- 日程第23 議案第106号 有田川町道路線の認定について
- 日程第24 議案第107号 有田川町道路線の認定について
- 日程第25 議案第108号 有田川町道路線の変更について
- 日程第26 議案第111号 有田川町公平委員会委員の選任の同意について
- 日程第27 議案第112号 有田川町公平委員会委員の選任の同意について
- 日程第28 議案第113号 有田川町公平委員会委員の選任の同意について
- 日程第29 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第30 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第31 議案第114号 平成25年度吉備中学校第二グラウンド人工芝整備工事の請負契約について
- 日程第32 発議第4号 有田川町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第34 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件
- 日程第35 特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第36 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	増谷 憲	2番	堀江 眞智子
3番	橋爪 弘典	4番	東 武史
5番	岡 省吾	6番	前 勢利夫
7番	湊 正剛	8番	佐々木 裕哲
9番	森本 明	10番	殿井 堯
13番	新家 弘	14番	西 弘義
15番	中山 進	16番	竹本 和泰
17番	亀井 次男	18番	森谷 信哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（1名）

9番 森本 明

5 会議録署名議員

4番 東 武 史

16番 竹 本 和 泰

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町 長	中山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
清水行政局長	保 田 永一郎	消 防 長	前 田 英 幸
総務政策部長	武 内 宜 夫	住民税務部長	清 水 美 宏
建設環境部長	前 守	福祉保健部長	中 島 詳 裕
産業振興部長	林 孝 茂	総 務 課 長	田 代 定 昭
企画財政課長	一ツ田 友 也	教 育 委 員 長	早 田 智 代
教 育 長	楠 木 茂	教 育 部 長	三 角 治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長	中 西 満 雄	書 長	記 林 美 穂
---------	---------	-----	---------

8 議事の経過

開議13時30分

○議長（湊 正剛）

こんにちは。

9番、森本明君から、少しおくれるとの届け出がありましたので報告します。

ただいまの出席議員は15人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか13人であります。

なお、本日、町長より追加議案が1件提出されています。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第31、議案第114号を先に審議したいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第31、議案第114号を先に審議することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、追加議案の提案理由の説明をさせていただきます。

ただいま追加上程されました議案につきましては、提案理由の説明を申し上げます。

議案第114号は、平成25年度吉備中学校第二グラウンド人工芝整備工事の請負契約についてであります。

平成25年度吉備中学校第二グラウンド人工芝整備工事を施工するため、平成25年12月5日、19業者を指名し、競争入札に付したところ、大阪市中央区久太郎町1-5-13-211、日本体育施設株式会社大阪支店、支店長、近藤孝氏が7,255万5,000円で落札しましたので、工事請負契約を締結するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

以上で追加議案に対する説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（湊 正剛）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありませんか。

——ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。休憩中に4階第一会議室において、全員協議会を開催しますのでよろしくお願ひします。

~~~~~

休憩 13時33分

再開 13時59分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開いたします。

……………日程第1 請願の審査報告について（請願第3号）……………

○議長（湊 正剛）

日程第1、請願の審査報告についてを議題といたします。

請願第3号として、「要支援者に対する介護予防給付継続」と「介護施設への入所は重度者に限定しないこと」等を求める意見書提出を求める請願書が、本定例会第1日目において、住民福祉常任委員会に付託されています。

この件について、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

住民福祉常任委員会委員長、増谷憲君。

○住民福祉常任委員長（増谷 憲）

ただいま議長のお許しを得ましたので、委員長から報告を行います。

請願第3号、「要支援者に対する介護給付継続」と「介護施設への入所は重度者に限定しないこと」等を求める意見書提出を求める請願が、本定例会第1日目において当委員会に付託されておりました。

去る12月2日に委員会を開き、請願の趣旨、内容等について慎重に審査をいたしました結果、意見書の提出については、請願項目の一部を修正し、要支援者に対する介護予防給付を継続すること、国の責任で安心の介護制度を充実すること、この2項目の内容で提出するという事で全員一致で採択すべきものと決定いたしました。十

分御審議の上、よろしく御決定くださいますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（湊 正剛）

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本件は採択することに決定しました。

……………日程第2 要望の審査報告について（要望第11号）……………

○議長（湊 正剛）

日程第2、要望の審査報告についてを議題といたします。

要望第11号として、「過労死防止基本法の制定を求める意見書」採択を求める要請が、本定例会第1日目において、住民福祉常任委員会に付託されています。この件について、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

住民福祉常任委員会委員長、増谷憲君。

○住民福祉常任委員長（増谷 憲）

委員長報告を行います。

要望第11号、「過労死防止基本法の制定を求める意見書」採択を求める要請が、本定例会第1日目において当委員会に付託されておりました。

去る12月2日に委員会を開き、参考人として大阪過労死を考える家族の会の小池氏に出席いただき、過労死防止基本法の制定に向けた、これまでの取り組みの経過や思いなどをお聞きし、要望の趣旨、内容等について慎重に審査をいたしました結果、全員一致で採択と決定いたしました。十分に御審議の上、よろしく御決定くださいますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（湊 正剛）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この要望に対する委員長報告は採択です。

この要望は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本件は採択することに決定しました。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 14時04分

再開 14時06分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開いたします。

お諮りします。

ただいま住民福祉常任委員長から、発委第1号、「要支援者に対する介護予防給付継続」等を求める意見書の提出について及び発委第2号、過労死防止基本法の制定を求める意見書の提出についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思いません。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

発委第1号及び発委第2号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

……………追加日程第1 発委第1号……………

○議長（湊 正剛）

追加日程第1、発委第1号、「要支援者に対する介護予防給付継続」等を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者である住民福祉常任委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

住民福祉常任委員会委員長、増谷憲君。

○住民福祉常任委員長（増谷 憲）

発委第1号、「要支援者に対する介護予防給付継続」等を求める意見書の提出については、お手元に配付させていただきました意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

「要支援者に対する介護予防給付継続」等を求める意見書案

政府は、社会保障制度改革国民会議報告書に基づく社会保障制度の見直しを進めるとしています。介護については、給付の重点化の名のもとに、軽度者、要支援1、2に対する介護予防給付をやめ、市町村に丸投げをするということを打ち出しました。このことは、下記の理由から同意できません。

①介護保険を運営する自治体にも大きな負担を強いることが懸念されます。

②およそ4分1の利用者が介護保険のサービスから外されることとなります。

以上の趣旨を踏まえ、下記事項について措置するよう要望します。

記

1、要支援者に対する介護予防給付を継続すること。

2、国の責任で安心の介護制度を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月10日、和歌山県有田川町議会。

なお、意見書の提出先については、衆参両院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣となっております。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（湊 正剛）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することに決定しました。

○議長（湊 正剛）

追加日程第2、発委第2号、過労死防止基本法の制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者である住民福祉常任委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

住民福祉常任委員会委員長、増谷憲君。

○住民福祉常任委員長（増谷 憲）

発委第2号、過労死防止基本法の制定を求める意見書の提出についてでありますがお手元に配付させていただきました意見書案の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

過労死防止基本法の制定を求める意見書案

過労死が労災であると認定される数はふえ続けており、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいですが、過労死は過労自殺も含めて広がる一方で減少する気配はありません。突然大切な肉親を失った遺族の経済的困難や精神的な悲哀は筆舌に尽しがたいものがあり、また、真面目で誠実な働き盛りの労働者が過労死、過労自殺で命を落としていくことは、我が国にとっても大きな損失と言わなければなりません。労働基準法は、労働者に週40時間、1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止して、労働者の生命と健康を保護することを目指しています。

しかし、当該規則は十分に機能していません。個別の企業が労働条件を改善したいと努力しても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは難しい面があります。

このように、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め、総合的な対策を積極的に行っていく必要があります。国におかれては上記の趣旨を踏まえ、下記内容の法律を一日も早く制定するよう強く要望します。

#### 記

- 1、過労死はあってはならないことを国が宣言し、国の責務を明確にすること。
- 2、国は過労死に関する調査、研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月10日、和歌山県有田川町議会。

なお、意見書の提出先につきましては、衆参両院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

どうか御審議の上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湊 正剛）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することに決定しました。

……………日程第3 議案第86号……………

○議長（湊 正剛）

日程第3、議案第86号、平成25年度有田川町一般会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第4 議案第87号……………

○議長（湊 正剛）

日程第4、議案第87号、平成25年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第5 議案第88号……………

○議長（湊 正剛）

日程第5、議案第88号、平成25年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第6 議案第89号……………

○議長（湊 正剛）

日程第6、議案第89号、平成25年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第90号……………

○議長（湊 正剛）

日程第7、議案第90号、平成25年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第8 議案第91号……………

○議長（湊 正剛）

日程第8、議案第91号、平成25年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 9 議案第 9 2 号……………

○議長（湊 正剛）

日程第 9、議案第 9 2 号、平成 2 5 年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 0 議案第 9 3 号……………

○議長（湊 正剛）

日程第 1 0、議案第 9 3 号、有田川町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 1 議案第 9 4 号……………

○議長（湊 正剛）

日程第 1 1、議案第 9 4 号、有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

1 番、増谷憲君。

○1 番（増谷 憲）

議案第 9 4 号についての反対討論を行わせていただきます。

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。個人町民税の改正であります。これは上場株式等の配当及び譲渡損益の間でのみ認められている損益通算について、一定の公社債、つまり国債や地方債などの利息等及び譲渡損益まで損益通算することになっています。損益通算は 1 月から 1 2 月に行われた売買を個別に計算し、その利益と損失を合算し、最終的に利益であったか損失であったかのかを算出いたします。最終的に利益が出ると、確定申告を行います。損失になった場合は、確定申告の義務はありませんが、確定申告を行うことによって損失の繰越控除の特例も受けることができます。

今回の改正は、政府の金融所得課税一体化の一環に基づく証券投資の損益通算の範囲拡大をするものであります。現行では上場株式等の譲渡損を上場株式等の配当と通算して減税できる仕組みがありますが、それが今回の改正で社債及び公社債投資の利子、配当にも通算できるようにしたものであります。そうなれば、利子等に係る課税

額が他の取引で損益を出せば減額されることとなります。しかし、この税制については、イギリスやフランス、ドイツ、アメリカなどで譲渡所得が通算できるのは、譲渡所得の範囲内が原則で、株式譲渡損を配当利子と制限なく相殺できるのは日本だけあります。

こうした範囲をさらに広げて、株式譲渡において損をした分の通算範囲を拡大するというのは富裕層の税負担を著しく引き下げるもので、しかも町にとっては税収の減にもつながります。特別に優遇措置をすることは、格差拡大を促進することにもなります。国は地方自治体に対して自治体単独で減免制度をつくったりすると、不当に税収を確保しなかったとして補助金の削減などペナルティーを科すと脅しますが、しかし、政府自身がこういうことをしていれば整合性が成り立たなくなってしまう。

また、個人住民税の公的年金からの特別徴収を平準化する見直しも入っていますが、もともと年金からの税を天引きすることはあってはならないことですから、これには反対であります。

なお、後に出てきます議案第95号、国保税条例の一部改正の条例案にも同様の内容となりますので、あわせて反対の立場を明確にしての討論といたします。

○議長（湊 正剛）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第12 議案第95号……………

○議長（湊 正剛）

日程第12、議案第95号、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第13 議案第96号……………

○議長（湊 正剛）

日程第13、議案第96号、有田川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第14 議案第97号……………

○議長（湊 正剛）

日程第14、議案第97号、有田川町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第15 議案第98号……………

○議長（湊 正剛）

日程第15、議案第98号、有田川町都市農山漁村総合交流促進施設宿泊棟条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第16 議案第99号……………

○議長（湊 正剛）

日程第16、議案第99号、有田川町水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第99号について質疑をさせていただきます。

今回の提案理由は、水道料金等への消費税8%の引き上げについてであります、今回、使用料及び手数料や給食費については消費税増税に合わせて値上げが出ており



ません。しかし、水道料金や下水道料金については8%に引き上げる改正となっております。今回の改正案では、家庭への水道料金が10立方メートルで1,470円から1,512円に、営業用の料金が10立方メートルで1,785円から1,836円に上がります。また、加入分担金は13ミリの口径で13万6,500円から14万400円に3,900円上がります。そのほかにもメーター使用料も上がります。

平成24年度決算ベースで試算しますと、平成24年度の水道事業と簡易水道事業の5%分の消費税総額が約2,665万3,000円、8%になりますと約4,264万5,000円、この3%分の差、約1,600万円が今回の引き上げに伴う町民の負担増と試算されます。住民福祉常任委員会でも据え置き意見が出されましたが、消費税の増税で町民の毎日の生活に欠かせない水の負担がふえる。負担を抑えるために今回の増税分の転嫁を見送ることを求めるわけではありますが、町長にぜひ答弁を求めたいと思います。以上です。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

この消費税5%から8%については、国が莫大な借金を抱える中で、医療費等々も年間約1兆円ずつぐらいふえてる中で、社会保障に使う財源はどうしても捻出されなくてはならないという国会の議論の中で国が決定したことであります。したがって、近隣の市町村も多分同じかと思えますけれども、この消費税の増税分については払っていただくのが筋だと思っています。

○議長（湊 正剛）

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

先ほど町長は、社会保障などに消費税を回すという答弁をされましたけども、しかし実際、消費税は導入されてからこれまでの消費税総収入の92%が、資本金1億円以上の大企業とか富裕層の減税の穴埋めに使われているのが実態なんです。だから、社会保障にはほとんど回っていないのが実態であります。そのことを指摘しておきながら、提案というか、それを財源的に見られないのかということなんです、据え置きにする財源の問題であります。

1つは、これは水道課は大変御苦労されておるのは承知の上なんです、例えば有収率を少しでも上げる努力ができないか。仮に1%上げることができれば、試算で約1,400万円余り出てきます。2%上げることができれば、2,840万円の増収となります。

2つ目に、簡易水道事業基金が24年度末で2,600万円余り、また水道事業会計の建設改良積立金が4億円余りあります。これらの財源を使うことが考えられます。

3つ目に、地方消費税交付金が平成24年度決算で約2億2,000万円余りあります。本来、地方消費税交付金というのは福祉関係へ回すというのが使い道として指摘されておりますが、これらの財源を活用すれば公共料金の値上げを回避できるのではないかと、このように思います。いかがでしょうか。

○議長（湊 正剛）

建設環境部長、前守君。

○建設環境部長（前 守）

増谷議員の質問にお答えいたします。

今言われたみたいに、有収水量を1%、2%上げれば、それだけの収入が得られるんですけども、今のところ、議員おっしゃったように、有収率を上げるために職員はずっと苦勞してやってるんですけども、そこまで上がらないような状態です。そうして改良資金等の基金があるんですけども、今度、水道の施設の分なんですけど、建てかえとかというのがあるんで、それにはまた30億円程度のお金が要る、そのところを積み立てて、それ以上の料金を上げないように今頑張っているところでありまして、これを消費税のために使うということとはできないと考えております。以上です。

○議長（湊 正剛）

ほかに補足説明はございませんか。

17番、亀井次男君。

○17番（亀井次男）

この質問は、委員会で僕がさせてもらって、代表で委員長ここでしてくれてんけど、僕が質問した趣旨は、今度5%から8%上がると。今度はもう目に見えて10%へ上がっていく。この中で今、吉備の水道が、このやつは今、吉備の水道の話になっているんで、金屋、清水は簡易水道の話になっている。今度同じような形の中で、水道料金へ上乘せする、それは今の消費税の趣旨から言うたら、当然5%から8%へ上げていくのが普通な話であると。ただ、今水道課で企業努力もしながら、消費税分ぐらい値下げできないかと。特に公共下水については、水道料金と下水道料金というものがワンセットで来ると。こういう中で、できるだけみんなにこの下水の加入もしていただかんかと、そういう形の中でどうかかと。

また今、工事もどんどんしてるんで、ここへも消費税、払ってるやつはまた還付金戻ってきてるし、まずはもう形としては企業努力でそのぐらいの部分はできないかなと。次に大きなものを建てて30億円要るんや、こう要るんやって、そんな話は別なことであって、できやんようなもんは建てんといいたいので。ただ水道とか下水の工事にかかるお金は、今借金してでもこれ建設してるんやけど、上物が建つというような話はこんなとこへ持ち出してくるのはいかがなのかと思うんで。まずそういう形の中で5%から8%に上がる、また10%に上がると、このとこで上水道でということについては、物すごい企業努力もしてるんで、10%を見越して、町長、一遍企

業努力で水道料金を下げるといふぐらいの気持ちで御検討していただきたいということで。税率を下げよとか、これを外せという趣旨とは違ふ、意味が。委員長もそうやと思う。要は国で8%、もう今決まつて、もう4月から実施される。今度は10%というやつもまた必ず入つてくると思う。やっぱり金屋、清水みたいに幾ら水道が企業努力しても赤字が出るとこと、こっち側でもつと使うてもうて、下水もどんどん入つてもうて、それぐらいのことで御検討いただきたいと。今みたいなそつけない御答弁されてたら、我々は町民の代表でここへ立つて発言してるんやから、そのぐらいのことまた町長も選挙のときに、2月にまたいろいろ言わんなので、町長のお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

亀井議員おっしゃるとおり、消費税、来年の4月から8%、さらに必ず10%になると思ひます。そういった中で、1回また企業努力、どのぐらいできるんか。一生懸命に水道課も企業努力はしてるんですけども、さらなる努力ができないか、これから検討していききたいと思います。

○議長（湊 正剛）

17番、亀井次男君。

○17番（亀井次男）

町長の答弁をいただいたんで、よろしく御検討お願いしたいと思います。以上。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第99号について、反対の立場から答弁させていただきます。

町民の皆さんの生活は、給料が上がらない、また農家所得もなかなか上がらないのに物価だけ上がり、日々の暮らしはますます厳しくなつてきています。この間、住民税率は10%になり、年少扶養控除の16歳未満の廃止、そして増税、年金は当面2.5%引き下げ、そして今回の消費税の引き上げとなります。国民生活全体では、消費税率が8%値上げされたら、8兆円もの新たな増税となります。さらに社会保障改悪による負担増の影響を合わせれば10兆円もの負担増となります。年収500万円の

標準的な4人世帯の新たな消費税負担は年間約7万9,000円にも及びます。

現在のように労働者の賃金が上がらず、家計の実質所得が目減りしている中で、消費税導入に加えてさらに公共料金を値上げすれば、町民生活と地域経済に大きな影響を与えると考えます。また、町にとっても事業などで支払う消費税は、平成24年度決算の課税対象支出額で試算しても、消費税が8%になれば約2億円ふえて5億5,660万円の消費税負担額となってしまいます。ですから、町民と町にとっても負担増となります。有田川町の場合、使用料及び手数料の引き上げを考えていないとなっておりますが、これもやはり町民負担が大きいからと考えます。今回の8%の引き上げに伴う水道料金だけを試算しても1,600万円の負担増となります。水道は有田川町全域にわたっておりますから、せめて水道料金だけは今の額で据え置きすべきであるという立場から反対の討論とさせていただきます。

○議長（湊 正剛）

ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第17 議案第100号……………

○議長（湊 正剛）

日程第17、議案第100号、有田川町消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

○議長（湊 正剛）

お諮りします。

日程第18、議案第101号から日程第25、議案第108号までの議案8件を一括議題としたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、日程第18、議案第101号から日程第25、議案第108号までの議案8件を一括議題とします。

日程第18 議案第101号から日程第25、議案第108号までの議案8件は、本定例会第1日目において産業建設常任委員会に付託されております。

委員長より、審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、佐々木裕哲君。

○産業建設常任委員長（佐々木裕哲）

産業建設常任委員会の議案審査報告をさせていただきます。

去る11月25日、議会初日、当委員会に付託されました議案第101号から議案第108号までの有田川町道路線の廃止、認定及び変更に関する議案8件について、産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は11月29日、委員会室において開催し、建設環境部長及び建設課長から付託案件について現地で説明を聴取、調査を行い、慎重に審査いたしました。

議案第101号については、本路線は農免道路として整備された道路であり、近接する県道バイパスが完成したことにより町道認定の見直しに伴い廃止するもので妥当であり、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第102号については、本路線は農道として整備された道路であるが、国道424号と町道を結ぶ主要な道路であるため、町道として認定すべきものであり、妥当であり、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第103号については、本路線は農道として整備された道路であるが、地域住民の利便性向上のため町道として認定すべきものであり、妥当であり、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第104号については、さきの議案第101号で廃止された町道を見直すものであり、本道路は農免道路として整備され、地域間を結ぶ道路として非常に重要な道路であり、認定基準に該当し、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第105号、106号、107号についても、さきの議案第101号で廃止された町道を見直すものであり、妥当であり、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第108号については、本路線は終点を変更し、ほかの農道と連結することにより利用者の利便性の向上につながる重要な道路であり、認定基準にも該当し、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、よろしく御審議の上、決定くださいますようお願い申し上げて、報告を終わります。以上です。

○議長（湊 正剛）

以上、産業建設常任委員会から審査の経過及び結果の報告が終わりました。

……………日程第18 議案第101号……………

○議長（湊 正剛）

日程第18、議案第101号、有田川町道路線の廃止について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第19 議案第102号……………

○議長（湊 正剛）

日程第19、議案第102号、有田川町道路線の認定について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第20 議案第103号……………

○議長（湊 正剛）

日程第20、議案第103号、有田川町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（湊 正剛）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 14時45分

再開 14時46分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第21 議案第104号……………

○議長（湊 正剛）

日程第21、議案第104号、有田川町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第22 議案第105号……………

○議長（湊 正剛）

日程第22、議案第105号、有田川町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）



起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第23 議案第106号……………

○議長（湊 正剛）

日程第23、議案第106号、有田川町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第24 議案第107号……………

○議長（湊 正剛）

日程第24、議案第107号、有田川町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第25 議案第108号……………

○議長（湊 正剛）

日程第25、議案第108号、有田川町道路線の変更について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は変更であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第26 議案第111号……………

○議長（湊 正剛）

日程第26、議案第111号、有田川町公平委員会委員の選任の同意についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

……………日程第27 議案第112号……………

○議長（湊 正剛）

日程第 2 7、議案第 1 1 2 号、有田川町公平委員会委員の選任の同意についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

……………日程第 2 8 議案第 1 1 3 号……………

○議長（湊 正剛）

日程第 2 8、議案第 1 1 3 号、有田川町公平委員会委員の選任の同意についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

……………日程第 2 9 諮問第 5 号……………

○議長（湊 正剛）

日程第 2 9、諮問第 5 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、適任との意見を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第30 諮問第6号……………

○議長（湊 正剛）

日程第30、諮問第6号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、適任との意見を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第31 議案第114号……………

○議長（湊 正剛）

日程第31、議案第114号、平成25年度吉備中学校第二グラウンド人工芝整備工事の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

10番、殿井堯君

○10番（殿井 堯）

この案件が、最終議会の最後の案件になります。

吉備中学全体の総額工事費は47億円、膨大な予算をここまでクリアして、最終的に和歌山県で随一校という人工芝に取りかかっています。この予算額が7,000万円そこそございますが、この内容たるものは和歌山県で公立では1校の人工芝です。大変県下で注目されている工事になっていると思いますが、きょうこうやって無事入札も終わり、超一流の業者、スーパーゼネコンが19社もそろって7,000万

円の工事に参加してもらっております。この人工芝というのは大変技術が要る特殊な工事なので、地元関係へ出してあげたらいいのではないかとということで、けんけんがくがくと我が総務文教常任委員会でも意見を出し合って、激しい討論を持ってきました。おかげをもちまして、最終に無事入札も済ませまして、これから工事にかかるわけなんですけども、大変特殊な工事ということで、今後、総務から教育のほうへ各慎重に、まず注目されている工事なので、最新最後まで全霊全身で成功させていただきたいと思っております。よろしく願いしておきます。もし答弁があれば。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

殿井議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

本工事につきましては、議員御指摘のとおり、注目されている工事でございますし、大変技術の伴う工事でございます。我が教育の振興について、一つ大きなものであるというふうに思っております。全力でやっていきたいというふうに思っておりますので、御協力、御支援よろしく願いいたします。以上です。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第32 発議第4号……………

○議長（湊 正剛）

日程第32、発議第4号、有田川町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者である中山進君に提案理由の説明を求めます。

15番、中山進君。

○15番（中山 進）

ただいま議長の許可を得ましたので、有田川町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をします。

平成12年の地方分権一括法の施行以来、地方自治体は従前にも増して地域の実情に即した政策や施策を形成し、みずからの責任において実施することが求められており、議会の役割もますます大きくなってきております。

言うまでもなく地方議会の使命は、地方公共団体の具体的施策を最終的に決定することと、議会が決定した施策を中心に行う執行機関の運営が全て適法・適正に、公平・効率的に、そして民主的になされているかを批判し、住民の立場に立って監視することです。その上で我々議員は、住民全体の代表者であり、奉仕者であることを認識し、住民全体の福祉向上と地域社会の活力ある発展を目指す責務があります。

本町を取り巻く状況は、町民要望の多様化・高度化、税や使用料の収入の減少等により、合併後も依然として厳しさが続く財政状況、少子高齢化の進展、人口減少など大きく変化しております。町執行部は、このような状況の変化に的確に対応するため、事務事業の簡素化・効率化、職員定数の適正化など、さまざまな行財政改革に取り組んでおります。

そういう状況も勘案する中で、議員の定数は町村議会の根幹をなす重要事項であります。地方分権社会にふさわしいチェック機関としての機能を発揮し、町民の信頼と負託に十分応え、的確に反映できる議会として、かつ広範囲な面積を有する有田川町の特性を踏まえつつ、より深く議論できる委員会構成も考えた結果、有田川町議会の定数については2名減し、16名と定めようとするところであります。

議員定数は、議会制民主主義の根幹にかかわる重要な事項であることを認識した上で、議員みずから進んで痛みをこらえ、定数を減じようとする意味は極めて大きいものと考えます。何とぞよろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（湊 正剛）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論はありますか。

6番、前勢利夫君

○6番（前勢利夫）

反対の立場から討論いたします。

私も議会特別委員の1人として参画させていただきました。その席上でもいろいろな私の意見を率直に申し上げました。今、委員長の報告の中にもありましたとおり、経

費等の削減努力、こういう面で今回も2名減を決定したということで、これは特別委員会、全員協議会を通じて私もよく存じておるところでございます。ちなみにです、本年度の当初予算を見て、歳出は159億2,000万円に達しております。議会の歳出は1億881万9,000円であります。その率から見ますと、わずかに1割を切りまして6.8%にすぎません。決して議会は無駄遣いをやっていない。和歌山県には21の町村と9つも市がございまして、全部で30から構成されておりますが、和歌山市は特別市に匹敵する地域でございましてこのデータには入っておりませんが、予算規模においては、9つの市を超して第6番目として年間160億円を超す経費が合併後計上されておるところでございます。

こういう面から見ましても、これは順位からいったら議会費はこれに対して20位にしか位しておりません。節約については、存分と議員、私も含めましてやっているつもりでございます。ここで申し上げます。憲法第8章92条は、地方自治を規定、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方公共団体の本旨に基づいて法律上、これを定めると、第93条地方公共団体の法律に定めることにより、その議事機関として議会を設置するということが明記されました。これを受け、地方自治法第6章、議会第89条で、普通地方公共団体に議会を置くと規定。第91条で市町村議会の議員の定数、市町村の議会の議員の定数は条例で定める。その2項の目安として町村の議員の定数は次の各部門に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならないと規定されています。

人口2,000人未満の町村については12人、2つ目には、人口2,000人以上5,000人未満の町村については14人、人口5,000人以上、1万人未満の町村については18人、人口1万人以上2万人未満の町村については22人、5項目に人口5万未満及び人口2万人以上の町村については26人、と目安状況が明記されておるわけでございます。これらの機構・構造のもとに公職選挙法に基づいて選出された議員は4カ年の任期を基本とし、住民の代表機関としての性格を有する合議体として一堂に会し、住民を代表しつつ討論の過程を経て、多元的な意見を統合し、町村の意志を決定するにふさわしい規模であることが必要であります。したがって、議員の定数は議会の根幹に触れる最重要課題でありますから、議会民主主義と民意反映の上から削減による慎重を期すべきであります。

先人はこういう言葉を残して、いつまでも我々の心に植えつけております。それは、3人寄れば文殊の知恵、人間1人では何もできない、団体行動の機関でありますと同時に、またその戒めの言葉として、船頭多くして船丘に上るとこういう表現もしております。私たちは、議員定数につきましては、これ自体が、私たち自体が諸般の状況を勘案しつつ我々のその構成機関においてこれを決定・持続しなければならない問題でございます。ここにあります変革については、当然次期町議選に該当するものでございますが、そういう意味から私は議員削減には断固として反対することをここに表

明するものであります。以上でございます。

○議長（湊 正剛）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、岡省吾君。

○5番（岡 省吾）

議長から発言の許可を得ましたので、5番、これより討論させていただきます。

ただいま議会活性化調査特別委員会委員長から提案されました、有田川町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定、有田川町議会議員の定数を2名削減する条例の改正案につきまして、私は賛成の立場から討論させていただきます。

まず冒頭、先ほど委員長から、このたびの条例提案に関しまして趣旨説明、また委員会として最終的な結論に至った結果を御報告いただきました。私もこの特別委員会の一委員として、この定数削減案、現行の定数18名から2名減の定数16名に改正するという案件に、提出賛同議員として名を連ねさせていただいていることもあり討論させていただくところでございます。

では、本題に入らせていただきます。現在、全国の自治体議会では、議会改革の旗印のもと、その議論が急速に深まり、そのうねりは全国各地の地方議会に広がりを見せております。その中でも北海道栗山町を先進とした各地方議会が独自性を出し、議員個々の資質の向上、また議会と住民との距離を近づけられることを主眼に議会基本条例が次々と各自治体議会で策定されているのも昨今の時流と申しますか、地方議会の取り巻く環境の変化の一つかと思うところでございます。

我が有田川町議会におきましても例外ではなく、おくれればながら本年6月議会において、議会活性化調査特別委員会が設置され、議会活性化、また議会改革にこの歩みを始めたところでございます。第1回目開催の委員会では、議会を活性化するために今後どうしていくべきかを議論いたしました。委員内から多岐にわたるさまざまな意見が出されたことは、さきの11月6日に開催された全員協議会での委員長報告のとおりでございます。

その中で、議員定数の問題について検討することは喫緊の課題であるという委員会の共通認識の中、折しも同時期に有田川町区長連合会からの同様の申し出が議会宛に届けられたことも相まって、住民間においても関心事の1つとして非常に大きなテーマであることも理解し、幾多の改革案がある中で、まずは第1に議会議員の定数の問題を本丸と位置づけ、委員会として協議の着地点を賛成多数の中から見出したところであります。

議員定数見直しの協議過程では、定数を現行よりふやすか、もしくは現状維持か、それとも削減か、のこの3点しかありません。この3点の中で定数をふやすという選択肢は、仮に多くの議員がいるほど町のチェック機能が増し、町の隅々まで目が行き届いて、住民の声もくみ上げられるということなら選択の余地もあるかと思うわけで



ございますけれども、しかしながら現在、町が推し進めている財政健全化など、行政改革推進の中での取り組みや地域住民の抱く感情などを考えると、この増員の件はそもそもあり得ない選択肢であり、現状維持か削減するかの2点に結論が絞られるわけでありませう。

議会活性化調査特別委員会内での議論の経緯の中で、現状の定数を維持することに賛同される委員の意見も伺い、その論にも十分理解するところにあります。議会の役割は申すまでもなく、行政のチェック機関であること、提案される議案を議決する機関であること、また町の発展や住民の安心・安全な生活増進を図るための推進など、その役割は多岐にわたっております。それら多岐にわたる議会の役割の中で、議員を削減することによる弊害などを心配される声も多いことは必然だと思ひます。例えば、有田川町は広大な面積を有しており、細部に目が行き届きにくくなるという意見や、議員数を削減することにより住民の声を行政に反映しにくくなるという意見もあるかと思ひます。確かに有田川町は、急速に進む過疎地域や市街地として発展している地域とが混在しており、おのこの地域の抱える多くの問題点は双方異なることから、今後ますます課題も多いことになるものと思ひます。

しかし、有田川町も合併後8年を迎え、旧町間の垣根も取り払われつつある中、今後の議員に託された指命は個々の議員の資質をさらに向上させ、今以上、町全域に目配りでき、広い見知や専門的な見識を培った議員を住民が求めていると考えます。それには、議員個々の御努力により議員定数が16名に削減された後においても、洗練された精鋭の議員団でカバーできるものと信じます。また、住民の声を行政に反映しにくくなるという意見には、議会改革を今後推進していく中で、議会として各地域に向けての行政報告会開催や住民との対話の場をさらに充実させたり、また広く公に意見、情報、改善策などを求める手続、いわゆるパブリックコメントの充実で住民の声がかみ上げられやすい環境づくりが確立できるよう努力を重ねれば、その不安も払拭されることと思ひます。

そして、議会の最も重要な役割としての行政のチェック機関、また議決機関としてその役割が議員数を削減することにより十分に発揮できるかという懸念についてであります。現在の有田川町議会の議会運営は本会議制をしいており、予算は全議員でチェックする体制をとっております。委員会につきましては、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会と3種類の委員会があり、おのこの委員会がそれぞれの目的や役割を有しております。うち常任委員会は3つの常任委員会、特別委員会は5つの特別委員会を設置されている状況にあり、専門的かつ広い視点から審査や調査を行う上においては、構成委員数もある程度の基準が必要であることが事実でございますが、現在、常任委員会におきましては請願、陳情などの審査、議案に関する調査等に付託が限られております。今後、議会改革の一環として仮に委員会制度を導入することとなり、予算関係や条例改正などの範囲も各常任委員会に付託するということになりまし

ても、現在3常任委員会で構成されている常任委員会構成を2つの常任委員会に編成・変更すること、また高い見識で構成された精鋭の議員であれば、この件についてもクリアできるものと考えます。

以上、申し上げてきたことは理想論だという御意見もあるかも知れませんが、しかし、今住民が求めている議会の姿は何かということと真剣に向き合った上でここにお座りの議員皆様におかれましては非常に見識深く、教養高い皆さんであることはまさに疑いのない事実であるわけですが、さらなる議会、また議員個々のスキルアップ、今後ますますこの成熟度を増すものとなることで、住民の期待に応えられる本当の姿になるものと確信いたします。

現在、どこの自治体議会も同様な問題に直面していることと思われませんが、地域にとって一番悲しむべきことは、そこに住まわれている住民の皆さん、有権者皆さんの議員に対する期待や政治への関心の薄さにあると私は思います。過去2回、前回は4年前の議員改選前と、このたびの改選時に区長連合会から議員定数見直しの申し出が送られてきたことも、残念ながら少なからずそういった意識の要因も含まれていると考えます。したがって、有権者から選挙によって付託を受けた議員は、そのような厳しい住民からの御意見にも真摯に耳を傾け、この議員定数削減案に対しましても、住民の皆様のお声を十分参考にさせていただいて検討しなければならないと思っております。

また合併後8年を経過して、有田川町の人口も約2,000人余りが減少し、超高齢化社会の現状で今後もその減少傾向がしばらく続くことが予想され、人口形態の推移も判断材料の一つとして加味しなければならないと考えます。このようなことから、私はこの有田川町議会議員の定数を2名削減する議会条例の改正案につきまして賛成とさせていただきたく、議員の皆様の御賛同をお願い申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（湊 正剛）

反対者の討論はございませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

発議第4号について、定数削減に反対の立場から討論させていただきます。

まず初めに、有田川町は合併して8年になります。しかし、人口は減るばかりであります。特に清水や金屋は人口の減少率が高く過疎化・高齢化になっています。こういう中で若者の雇用対策、医療・福祉の充実、農林業など地場産業振興策への願いが多く寄せられています。私ども日本共産党町議団は、こうした願いに応えるため雇用対策や医療・福祉の充実、農林業振興策に議会では毎回質問し、まず現地に赴き取り組んでまいりました。

こういうことを踏まえながら、さて、今回の議員定数の削減は、現行18人の議員

定数を2名削減し16人とするものであります。以下4点の理由で反対の理由とさせていただきます。

まず第1は、定数削減で町民の声を届きにくくするとともに、町民の政治参加を狭めることであります。町議会は本来町民の声をできる限り町政に反映させることが仕事であります。まずこれは議会制民主主義の基本であります。有田川町議会はこれまで平成18年の合併前までは46人の定数でしたが、平成18年の選挙は26人、平成22年の選挙は18人で、過去2回は繰り返し定数削減がされてきました。その結果、合併前の議員定数46人のうち39%、清水地区では36%、金屋では38%の減になっています。さらに有田川町議会議員1人当たりの人口は、平成15年3月末では647人でありましたが、現在は1,542人で、さらに2人削減しますと1,734人となります。これは合併前の2.7倍となり、民意を反映させる力が3分の1に減っていることを示しています。区長会から出された削減案の14人ですが、当町の議員は2,473人に1人の割合でよいと提案させておりましたが、町会議員を選ぶ1票の格差が県内自治体の海南市、橋本市というように、都市部と同じ格差になってしまいます。

また、定数削減は、議員による条件、門戸を狭めることにほかならず、政治を志そうする町民にとって立候補をしづらくし、町民の政治参加を制限するものであります。改正前の地方自治法第91条第2項が定める有田川町の上限は26人ですから、現在から既に8人少なく、さらに2人減らせば、旧法定上上限以上の削減することになります。人口2,473人に1人の議員でよいという根拠は、和歌山市を除く県内の人口2万人以上市町を選び、財政規模や人口、面積が全く違う田辺市や橋本市、海南市などの大きな市を中心に計算されており、比較の対象にはならないと考えます。

さらに議員1人当たりの面積比では、県内の市町村の中で上から4番目の議員1人当たり20平方キロメートルであります。2人減で22平方キロメートルとなってしまいます。定数を減らしてもやっていける、民主主義は保たれると言われますが、少数でもやれるからといって、それはよいことだとは言えません。過半数で決まるという議会のルールからすれば、形式的には10数人、16人でもやっていけることとなります。

しかし、要はさまざまな視点から検討するのが議会の役割ですから、もともと発言できる議員が少ないほど意見は片寄ることになり、審議も深まりません。町民には多様な意見があり、さまざまな要望があり、合併されたもとの、なおさら地域の声を隅々からくみ上げることがますます大事となっているもとの、町政に民意を反映させるためにも18人の議員は必要であります。

第2に、議員定数削減は議会の機能を低下させるものであります。議会は一人一人の議員を通じて執行部に対し住民の要求を伝える役割、地方自治体という団体意思の決定を行う議決機関としての役割、執行部に対する監視機関としての役割があります。

定数削減はその機能を低下させることとなります。議員は、住民を代表して審議し、町が提案してくるさまざまな議案などを決定するものですから、3万人を目指す町に等しい町民を代表する数が必要であります。

専門家からも地方議会についてさまざまな提案がされています。分権時代における議会のあり方に関する調査研究活動報告書では、議会の役割として政策提案や監視機能を十分果たすためには、相応の議員定数が不可欠である。単に議員定数を減らしているのみでは議会改革足り得ず、削減ありきでの議論ばかりでは、議会制民主主義の成熟にはつながらないと指摘しています。また、改革地方議会のさらなる前身に向けての報告では、議会の役割がますます重要になっている現状においては、単純な一律削減は適当でない、競って定数削減を行うことは地域における少数意見を排除するとして定数削減は問題だと指摘しております。

また、常任委員会は有田川町において現在3つに分かれておりますが、1つの常任委員会は最低6人以上なければ十分な審議ができないとされておりますから、定数削減では常任委員会が2つになってしまいます。今、地方分権時代において議会に求められているのは、議員定数の削減ではなく住民の多様なニーズや意思を反映できる議員の数であり、議会議員の本来の役割が発揮できるよう質的向上を図ることにあります。

第3に、経費削減についてであります。議員を2人削減すれば年間、議員にかかわる経費で、議員を減らせばそれに伴って減る経費を見ますと、議員2人の削減では約700万円の経費の減になりますが、それよりも報酬を下げたり政務調査費、費用弁償を廃止すれば、議員削減分以上を減らすことができます。また、今でも有田川町の議員1人当たりの経費は県下の市町村の中で19位と下のほうになっています。ところで議員を減らして報酬をふやすべきとの主張もありますが、これは今のところ到底町民の皆さんの御理解を得られるものではなく反対であります。

第4に、議会改革についてであります。定数削減ではなく、より町民に開かれた議会、活発な議論が保障される改革が必要であります。確かに町民の中には議員が多過ぎるという声がありますが、これは町議会と議員活動の質を問う声であり、今必要なのは議会や議員に対する信頼を高めるための議会改革をさらに前に進めることが求められています。しかし、現在においても有田川町の一般質問で1人当たりの年間質問回数は7.3回となっており、県下町村の中では上から4番目となっています。また常任委員会の年間平均開催数は8.7回の開催で、県下の中で上から5番目となっています。ここまで来ているのですから、ここをもっと活発にすべきであります。

同時に一般質問であります。回数制限で質問が早く終わる実態にありますから、また傍聴者にも町執行部とのやりとりをわかりやすくするためにも、一問一答方式の一般質問のやり方があります。これは直ちに改革できる課題であります。既に和歌山県議会や県下の町村の中で8割弱が実施しております。こうした活発な議論を行う改

革は必要であります。私ども日本共産党有田川町議団は、これまで議会改革の提案を行い、一問一答方式の質問、費用弁償の廃止、政務調査費の領収書添付の義務づけ、議案の委員会付託、日曜日などに一般質問をするサンデー議会などを主張してきました。合併後の議員報酬を審議した審議会の答申では、有田川町における議員の活動は合併による行動範囲の拡大とともに多様化する地域住民の意見や要望の把握に努め、従来以上の活動は強く求められるとともに、町民の代表として町政の発展と住民福祉の向上等に寄与されることが特に期待されていますと指摘しています。

このように議会議員が常に自己研さんを行い、一層町民のために働く議会が求められています。よって、これを実践するための議会改革が求められているのであって、町民と町政のパイプを細くする定数削減は認められないことを申し上げて、また議員各位の賛同を得られることを申し上げまして反対討論を終わります。

○議長（湊 正剛）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、佐々木裕哲君。

○8番（佐々木裕哲）

賛成の立場から討論をさせていただきます。

何事も物事を決めるのにはさしが必要です。議員定数も同じだと思います。それは全国市町村の議員定数を参考にすることも大事です。我が有田川町は、8年前の合併時に議員定数は26人でありました。現在は18人、そして今回2名減の16名という案が出ていますが、そうなると合併時より40%の議員の削減になります。町全体の行政改革の中で一番進んでいると私は思います。

また、今回も議員定数を何人にするか、町民から、また区長会からも削減の要望が出されました。そこで議会において議会活性化調査特別委員会の設置、議員定数を含め検討した結果、委員会として16名と先ほど委員長から報告されました。私としては、我が町の少子高齢化による人口減を考えると、削減は少ないかと個人的には思いますが、委員会で検討したことを考えると、現状より2名削減とする考えに賛同したいと思います。議員定数は今回で終わりではなく、今後さらなる議員改革に向け進めばよいのです。私は議員削減に対し賛成させていただきます。

○議長（湊 正剛）

ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第33 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（湊 正剛）

日程第33、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願ひします。

……………日程第34 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（湊 正剛）

日程第34、常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願ひいたします。

……………日程第35 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（湊 正剛）

日程第35、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました特別委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願ひします。

……………日程第36 議長への委任について……………

○議長（湊 正剛）

日程第36、議長への委任についてお諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

この際、町長より御挨拶の申し出がございますので、これを許可します。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

大変お忙しい貴重な時間を割いて、このような機会をいただきました議長に心から感謝を申し上げます。2期目の最終議会に当たって、皆さん方に一言御礼を申し上げたいと思います。

本当に4年間ありがとうございました。今から考えれば、本当に4年間というのはあっという間の期間でありました。福祉、それから防災、教育、観光、道路問題、それから第一次産業の発展ということで、とにかく有田川町に住んでよかったと言われてもらえるようなまちづくりを目指して頑張ってきました。ある程度、合併した当初の10年間の長期総合計画に沿って進むことができました。これもひとえに議会の皆さん方、あるいはきょうおいでの区長さん、歴代の区長さん、それから住民の皆さん方の御協力のおかげだと心から感謝を申し上げたいと思います。ただ、ここに終わらせていただいたんですけれども、いろんな施策についてもまだまだ中身を詰めていかなければならないこともたくさんありますし、道路問題等々もまだまだやり残した仕事が残っています。そういったことでこの議会で3期目の町長選に立候補するということを表明させていただきました。恐らくここにおいでの方議員さんの大方も来年の町議会選挙に立候補されると思います。私も一生懸命に頑張ってお返しをして、また皆

さん方にも一生懸命に頑張ってお選をしていただき、また一緒になって新しい有田川町のまちづくりをやっていきたいと思ひますので、今後とも御指導、御鞭撻のほど心からお願いをしまして、簡単ですけれどもお礼の言葉にかえたいと思ひます。本当に4年間ありがとうございました。（拍手）

○議長（湊 正剛）

ありがとうございました。

平成25年第4回定例会閉会に当たりまして、私から一言御挨拶を申し上げます。

平成18年1月1日に3町が合併し、早いもので丸8年がたとうとしております。この間、当議会におきましては、厳しい財政状況のもとで執行される行政運営の中、幾つもの諸案件を慎重に審議してまいりました。

また、私たちが改選されてから4年間を振り返りますと、さまざまなことがありましたが、着実に新しいまちづくりが進められていることは非常に喜ばしく、これも町民の皆様方や町長を初めとする執行部の皆様方の御協力のおかげであると深く感謝を申し上げる次第であります。

本年は国政において、参議院選挙の結果、国会におけるねじれが解消し、我が国にとっては歴史的な転換の年となりました。また、国の内外では大きな風水害が発生し、被災された方も多くおられました。そういった状況にありましても、本町においては住民の皆様が安心して暮らせる町、そして豊かな住みよい町の実現を目指して、今後とも議会と町執行部が一体となって進めていかなければなりません。

さて、来年2月の選挙を控えている中で、次回も立候補を予定されている方や今期で勇退される方、さまざまおられると思ひますが、いかなる立場になられても、今後ともどうか有田川町の発展のために御尽力いただきたいと思ひます。

最後になりましたが、議員並びに町執行部各位におかれましては、健康に十分留意され、今後ますますの御活躍を祈念いたしまして閉会の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成25年第4回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~



閉会 15時38分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長 湊 正 剛

4 番 議 員 東 武 史

16 番 議 員 竹 本 和 泰